

第8章 工事管理体制・工事着手・許可標の掲示・施工状況の報告・完了等

1 工事管理体制（開発許可条例第13条の2）

【開発許可条例】

（工事管理体制）

第13条の2 法第29条第1項の許可を受けた者は、工事が設計図書のとおりに行われるように工事を管理する者（以下「工事管理者」という。）を工事着手前に置き、工事管理体制を整備しなければならない。

2 工事着手届の提出（開発許可条例第14条）

【開発許可条例】

（工事着手届）

第14条 法第29条第1項の許可を受けた者は、工事に着手しようとするときは、工事着手届を市長に提出しなければならない。

2 宅地造成を伴う開発行為に関する工事にあつては、前項の工事着手届に実施工程表を添付しなければならない。ただし、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第3条第4号に規定する宅地造成を行おうとする場合は、実施工程表を省略することができる。

〔取扱規則〕

（工事着手届）

第25条 開発許可条例第14条第1項に規定する工事着手届は、第25号様式による。

「宅地造成を伴う開発行為に関する工事」とは、宅地造成等規制法第8条第1項ただし書の規定により同項の宅地造成に関する工事の許可を要しないものとされ、法第33条第1項第7号後段の基準が適用される開発行為に関する工事

3 許可標の掲示（開発許可条例第19条）

【開発許可条例】

（許可標の掲示）

第19条 許可を受けた者は、当該許可に係る工事の期間中行為地の見やすい場所にこれを表示する標識を掲示しなければならない。

〔取扱規則〕

（許可標）

第30条 開発許可条例第19条に規定する標識は、第30号様式による。ただし、法第29条の規定による許可にあつては第31号様式、法第43条第1項の規定による許可にあつては第32号様式による。

4 施工状況の報告（開発許可条例第15条）

【開発許可条例】

（施工状況の報告）

第15条 工事管理者は、宅地造成を伴う開発行為に関する工事のうち、擁壁又は排水施設の設置工事について次に掲げる工程に達したときは、遅滞なく市長に施工状況を報告しなければならない。ただし、工事管理者が病気、負傷その他やむを得ない理由により報告を行うことができない場合は、法第29条第1項の許可を受けた者が行わなければならない。

- (1) 仮排水工、仮設土留工、仮設道路工その他これらに類する作業が完了したとき。
- (2) 鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は練積み造の擁壁を設置する場合にあっては、床掘りを完了し、基礎地盤の強度の確認をしたとき。
- (3) 練積み造の擁壁を設置する場合にあっては、下端部分の厚さの確認をしたとき。
- (4) 鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあっては、底版部における主鉄筋の組立てが完了したとき。
- (5) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合にあっては、コンクリート打設後に型枠を解体したとき。

〔取扱規則〕

（施工状況の報告）

第25条の2 開発許可条例第15条の規定による報告は、中間施工状況報告書（第25号様式の2）によらなければならない。

2 前項の報告書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める図書を添付しなければならない。

- (1) 開発許可条例第15条第1号に規定する作業が完了したとき 仮設計画平面図及び完了写真
- (2) 開発許可条例第15条第2号に規定する作業が完了したとき 積載試験等による支持地盤の強度確認報告書及び試験実施状況写真
- (3) 開発許可条例第15条第3号から第5号までに規定にする作業が完了したとき 出来形管理図及び検尺状況写真

・様式一覧

工事着手届：第25号様式（取扱規則第25条関係）

都市計画法による開発許可済の標識：第31号等式（取扱規則第30条関係）

※横90cm以上・縦80cm以上

中間施工状況報告書：第25号様式の2（取扱規則第25条の2第1項関係）

5 工事完了の検査（法第36条）

【法】

（工事完了の検査）

第三十六条 開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めるときは、国土交通省令で定める様式の検査済証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。この場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律第七十二条第一項の津波災害特別警戒区域をいう。以下この項において同じ。）内における同法第七十三条第一項に規定する特定開発行為（同条第四項各号に掲げる行為を除く。）に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域（津波災害特別警戒区域内のものに限る。）に地盤面の高さが同法第五十三条第二項に規定する基準水位以上である土地の区域があるときは、その区域を併せて公告しなければならない。

【省令】

（工事完了の届出）

第二十九条 法第三十六条第一項の規定による届出は、開発行為に関する工事を完了したときは別記様式第四の工事完了届出書を、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したときは別記様式第五の公共施設工事完了届出書を提出して行なうものとする。

(検査済証の様式)

第三十条 法第三十六条第二項に規定する検査済証の様式は、開発行為に関する工事を完了したものに係る検査済証にあつては別記様式第六とし、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したものに係る検査済証にあつては別記様式第七とする。

(工事完了公告)

第三十一条 法第三十六条第三項に規定する工事の完了の公告は、開発行為に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の名称並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の名称、公共施設の種類、位置及び区域並びに開発許可を受けた者の住所及び氏名を明示して、都道府県知事の定める方法で行なうものとする。

2 前項の場合において、当該工事が津波災害特別警戒区域内における津波防災地域づくりに関する法律第七十三条第一項に規定する特定開発行為に係るものであり、かつ、当該工事の完了後において当該工事に係る同条第四項第一号に規定する開発区域に地盤面の高さが基準水位以上である土地の区域があるときは、前項に規定するもののほか、その区域に含まれる地域の名称を併せて明示するものとする。

〔取扱規則〕

(工事完了届出書等の添付図書)

第11条 市長は、完了検査を行うに当たり必要と認めるときは、省令第29条に規定する工事完了届出書及び公共施設工事完了届出書に、次に掲げる図書を添付させることができる。

- (1) 工事完了図又は公共施設工事完了図
- (2) 当該開発区域内の土地の公図の写し
- (3) 当該開発区域内の土地の地番目録
- (4) 報告書

2 前項第1号の工事完了図及び公共施設工事完了図は、次の表に定めるところにより作成したものとする。

図面の種類	明示すべき事項	縮 尺
工事完了図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状	500分の1以上
公共施設工事完了図	当該公共施設の位置及び形状	500分の1以上

3 第1項第4号の報告書は、次の表の左欄に掲げる工事の種類に應じ、当該右欄に掲げる報告事項について、その位置及び施行状況を明らかにした写真その他の資料によるものとする。

工事の種類	報 告 事 項
表土の保全工事	保全の状況

擁壁工事	1 鉄筋コンクリート造の擁壁の基礎ぐいの耐力並びに基礎及び壁体の配筋 2 練積み造の擁壁の壁体の厚さ又は組積材及び裏込めコンクリートの厚さ 3 擁壁の水抜き穴及びその周辺
盛土工事	1 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置 2 透水管の施設状況
道路工事	道路を舗装する場合における舗装工事開始前の当該道路の状況
貯水施設工事	1 根切りを完了したときの状況 2 底版又は床版の配筋
市長が指定した工事	市長が必要と認め、許可を通知するときに指定した工程

・様式一覧

工事完了届：別記様式第四（省令第29条関係）